

期待される診療情報管理士像

阿 南 誠

独立行政法人国立病院機構九州医療センター
医療情報部診療情報管理室 室長
専門課程小委員会委員

来る、2005年度から全面的に施行される、「個人情報保護法」は、医療機関だけでなく、我が国の企業等の「事業者」にとって、法を遵守し、それに向けて対応することは重要な責務であり、かつ逃げることの出来ない大きな課題となっている。

医療機関の対応に限定すれば、既に厚生労働省から取扱についてのガイドラインが公開されたこともあって、通信教育受講生諸氏の勤務先においても対応方策の検討をしているのではないかと思う。また、実際に対策のための院内の委員会等に関わっている受講生もあろう。

このように、個人情報保護法への対応が急務とされている一方、特定機能病院等(82病院)に平成16年度から導入済みだった診断群分類(以下、DPC)が、それ以外の病院(62病院)を対象に試行的適用として拡大されたことも無視できない出来事である。さらに、DPCについては、さらに、包括支払は伴わないが、分類開発や妥当性の検討のために、調査協力病院としてDPC制度に関わっている医療機関も増えてきた。受講生諸氏の勤務する医療機関もそれに含まれているかもしれない。

これらの二つのイベントは、医療機関が組織として、まさに今、同時に対応しなければならない課題として、診療情報管理に携わる我々に重くのしかかっているのである。

この二つのイベントに共通していることは、患者ご本人を含めて、いうならば国民に対して、我が国の医療機関の診療情報管理の精度やそれに対する姿勢等が評価されることを前提に診療情報を第三者に提示することである。いや、むしろ、医療機関の情報という形で、「能力」をそのままさらけ出すことであると言った方がわかりやすいかもしれない。

いずれにしても、誠意をもって精度の高い情報の管理を行い、どこに出しても恥ずかしくない情報を創出出来ることを求められるということである。

さて、このように大切なことは十分承知の上で、では、どのようにして対応していくのであろうか。そのためには、議論すること、何かを決めること、組織を作ること、重要な要素は沢山ある。しかし、最も重要なことは、誰が実務として対応していくのか、つまり「人材」である。

精度の高い管理を実現するためのルールを厳しく決めても、実務が追いつかなければ絵に描いた餅である。確かに要求されるハードルは高く、責任も重い。しかし、誰かが担わなければならない役割である。

その実務の中核となって活躍するのが診療情報管理士への期待であり、存在意義である。

何を期待されているのか、何を自分が担うのか、このような現状を十分に頭において勉強して欲しいと強く望みたい。